

- 有料駐輪場マップ 2・3
- 困ります! 自転車置きざり 知らんぷり 4
- 駐車場の定期使用料が変わります 4



発行/松戸市 編集/街づくり部 交通政策課
〒271-8588 松戸市根本387-5 ☎047-366-7439 ☎047-704-4590
✉ mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/

駐輪場使用料 (税込み)

旧料金	定期使用(月額)		最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐輪場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐輪場	
	区分	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	
						区分
自転車	一般	1,500円	1,000円	1,200円	800円	
	高校生以下	1,000円	700円	800円	500円	
原動機付自転車		2,200円	1,700円	1,800円	1,400円	

平成26年4月1日以降

新料金	定期使用(月額)		最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐輪場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐輪場	
	区分	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	
						区分
自転車	一般	1,540円	1,020円	1,230円	820円	
	高校生以下	1,020円	720円	820円	510円	
原動機付自転車		2,260円	1,740円	1,850円	1,440円	

一時使用(1日1回当日限り) 改定なし		
自転車	100円	2日以上連続して駐輪する場合は、必ず駐輪場へ連絡してください
原動機付自転車	150円	
一時使用(回数券) 改定なし		※払い戻しはできません
自転車	100円券 11枚つづり	1,000円
原動機付自転車	150円券 11枚つづり	1,500円

○駐輪場の定期使用料が変わります
平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、松戸市駐輪場の定期使用料も改定しますのでご注意ください。
ただし、平成26年3月31日までに、平成26年4月以降の定期使用料をお支払いいただく場合(最大6カ月購入可)は、旧料金が適用されます。

現在、利用・待機している人も忘れずに申請を!

平成26年度 **有料駐輪場の定期利用者を募集します**

申し込み期間 **1月20日(月)～2月9日(日)**

交通政策課 ☎366・7439



当初募集

- ◆申し込み要領
- ◆申し込みできる人
- 防犯登録を受けた自転車
- 所有している人
- 排気量50cc以下の原動機付自転車
- 所有している人
- ※市外在住の人も申し込みできます。
- ◆駐輪場の所在地
- 2・3面に掲載しています。
- ※詳細は交通政策課または各駐輪場にお問い合わせください。
- ※市ホームページをご覧ください。
- ◆駐輪場使用料
- 定期使用料は、上表のとおりです。
- ◆駐輪場利用時間
- 一部の地下式駐輪場を除き、24時間利用できます。
- ◆管理時間
- 有人管理は7時～19時30分の間です。それ以外の時間は無人管理となります。
- ◆申請書の配布
- 各駐輪場管理棟で配布します。
- ◆申し込み方法
- 必要事項を記入の上、申請書を指定駐輪場(2・3面の★印)管理棟の申請書回収ボックスへ投函してください。
- ★印)管理棟の申請書回収ボックスへ投函してください。
- 郵送の場合は、2月9日(日) [消印有効]までに、〒271-8588松戸市役所 交通政策課へ。
- また、電子申請もできます。
- ◆詳細は市のホームページをご覧ください。

結果

- ◆結果通知書
- 申請者数とその駐輪場の定数を超えた場合や駐車位置については、2月19日(水)に交通政策課で公開抽選を行います。
- 利用決定者には、3月11日(火)に「結果通知書」と「定期使用カード」を郵送します。
- 抽選に漏れた人には、3月4日(火)に待機順位を記載した「結果通知ハガキ」を郵送します。
- ◆使用料の納付
- 3月17日(月)～31日(月)の間に指定駐輪場(2・3面の★印)の定期使用券売機で、定期使用シールを購入してください。
- なお、定期使用券売機の稼働時間は7時～19時30分の間です。
- ◆納付期間内にシールを購入できない場合は、駐輪場使用の資格が消失します。

随時募集

- ◆随時募集
- 3月15日(土)から指定駐輪場(2・3面の★印)管理棟で随時申請を受け付けます。
- 希望する駐輪場の空きの有無を問わず、先着順に受け付け、約10～14日後に結果通知書が送付されます。
- ◆駐輪場に空きがある場合
- 利用決定者には、結果通知書を送りますので、結果通知書に沿って手続き後、通知日の当月末までに定期使用シールを購入してください。
- ◆駐輪場に空きがない場合
- 待機者には、待機順位を記載した結果通知書を郵送しますので、空きが生じるまで待機するか、再度、空きのある駐輪場に申し込んでください。
- ◆一時使用のルール
- 「一時使用コーナー」を設けた駐輪場もあります。定期使用駐輪場が決まっていなくても、買物・お出掛け時に自転車を使用する人はご利用ください。
- ◆一時使用取り扱い駐輪場
- 2・3面に掲載しています。
- 詳細は交通政策課または各駐輪場にお問い合わせください。
- ◆一時使用取り扱い時間
- 7時～19時30分の間。なお、事前に回数券を購入すれば一時使用取り扱い時間外に使用することができます。
- ◆注意事項
- 一時使用は、1日1回当日限りで利用できます。延長して駐輪する場合は、利用している駐輪場管理棟へご連絡ください。連絡が無い場合は、保管所へ移送し、返還の際に移送保管料をお支払いいただきます。
- また、取り扱い駐輪場の一時使用台数に空きがあれば利用できますが、満車の場合は利用をお断りします。回数券を利用する場合も、優先的に駐輪できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

◆結果通知書

申請者数とその駐輪場の定数を超えた場合や駐車位置については、2月19日(水)に交通政策課で公開抽選を行います。

利用決定者には、3月11日(火)に「結果通知書」と「定期使用カード」を郵送します。

抽選に漏れた人には、3月4日(火)に待機順位を記載した「結果通知ハガキ」を郵送します。

◆使用料の納付

3月17日(月)～31日(月)の間に指定駐輪場(2・3面の★印)の定期使用券売機で、定期使用シールを購入してください。

なお、定期使用券売機の稼働時間は7時～19時30分の間です。

◆納付期間内にシールを購入できない場合は、駐輪場使用の資格が消失します。

◆随時募集

3月15日(土)から指定駐輪場(2・3面の★印)管理棟で随時申請を受け付けます。

希望する駐輪場の空きの有無を問わず、先着順に受け付け、約10～14日後に結果通知書が送付されます。

◆駐輪場に空きがある場合

利用決定者には、結果通知書を送りますので、結果通知書に沿って手続き後、通知日の当月末までに定期使用シールを購入してください。

◆駐輪場に空きがない場合

待機者には、待機順位を記載した結果通知書を郵送しますので、空きが生じるまで待機するか、再度、空きのある駐輪場に申し込んでください。

◆一時使用のルール

「一時使用コーナー」を設けた駐輪場もあります。定期使用駐輪場が決まっていなくても、買物・お出掛け時に自転車を使用する人はご利用ください。

◆一時使用取り扱い駐輪場

2・3面に掲載しています。

詳細は交通政策課または各駐輪場にお問い合わせください。

◆一時使用取り扱い時間

7時～19時30分の間。なお、事前に回数券を購入すれば一時使用取り扱い時間外に使用することができます。

◆注意事項

一時使用は、1日1回当日限りで利用できます。延長して駐輪する場合は、利用している駐輪場管理棟へご連絡ください。連絡が無い場合は、保管所へ移送し、返還の際に移送保管料をお支払いいただきます。

また、取り扱い駐輪場の一時使用台数に空きがあれば利用できますが、満車の場合は利用をお断りします。回数券を利用する場合も、優先的に駐輪できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。



有料駐輪場マップ

指定駐輪場(定期使用券売機設置)は、駐輪場名欄に★が付いています

■ 放置禁止区域



矢切駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	矢切駅 第1★	220	24	57	10
②	第2	222			
③	第3	160	12		



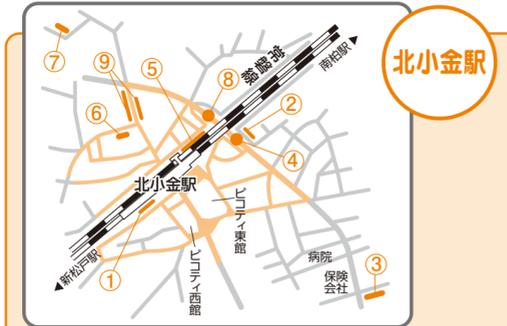
常盤平駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	常盤平 しょうぶ公園	無料	(申請書不要)		
②	常盤平駅 北口 第1	310	35		
③	北口 第2	80	60		
④	北口 第3★	870	120	8	



松戸新田駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	松戸新田駅 北口 第1★	249	10	20	5



北小金駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	北小金駅 南口 第1★	1,179	100	335	50
②	南口 第2				
③	南口 第4	無料	(申請書不要)		
④	南口高架下	184			
⑤	北口 第1	348			
⑥	北口 第2★	400		190	13
⑦	北口 第3			無料	(申請書不要)
⑧	北口高架下	88			
⑨	北口参道第1	840			



松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	松戸駅 東口★	1,120	131		
②	東口高架下	345	190	30	15
③	西口公園下★	2,000	141		
④	西口高架下	410	190		20
⑤	西口 第2	60			
⑥	西口 第3	一時使用専用(申請書不要)		250	
⑦	西口 第4	35	25		
⑧	西口臨時	無料	(申請書不要)		
⑨	西口宮前	無料	(申請書不要)		
⑩	西口宮田	無料	(申請書不要)	H26.3予定	



東松戸駅

※市営駐輪場はありません。



五香駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	五香駅 東口 第2	800	95	100	10
②	東口 第3★	778		100	
③	東口 第4	352			
④	西口 第2	420		92	



みのり台駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	穂台駅 南口 第1★	475	27	100	15



小金城趾駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	小金城趾駅 第1★	68	2	8	1



北松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	北松戸駅 東口 第1	205	114		
②	東口 第2★	295	60	14	
③	西口★	1,755	60	100	19



上本郷駅

※市営駐輪場はありません。



元山駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	元山駅 北口 第1臨時	無料	(申請書不要)		



八柱駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	八柱駅 南口 第1★	840	120		
②	南口 第2	364			
③	北口 第1	125		8	
④	北口 第2★	127	46	11	
⑤	北口 第3	450	110		



新松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	新松戸駅 東口 第1	446	38	100	10
②	西口 第1	440	50	80	30
③	西口 第2	一時使用専用(申請書不要)		100	
④	西口 第3	270			
⑤	西口 第4	230			
⑥	西口 第5	160			
⑦	西口 第7★	一時使用専用(申請書不要)		50	
⑧	西口高架下第1	570		50	
⑨	西口高架下第2	1,200	50	120	10
⑩	西口高架下第3	700	10	20	5
⑪	西口高架下第4	無料	(申請書不要)		
⑫	新松戸駅前 第1	一時使用専用(申請書不要)		143	
⑬	第2	一時使用専用(申請書不要)		39	
⑭	第3	一時使用専用(申請書不要)		52	



馬橋駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	馬橋駅 東口高架下★	600	115	98	25
②	西口★	400	38	34	11
③	西口高架下	1,100	20		
④	西口高架上	無料	(申請書不要)		

駐輪場を運営してみませんか

民営駐輪場の建設資金を補助します

市では、駅周辺の自転車放置を防止するため、駅周辺で駐輪場用地の確保に努めています。十分に確保できていないのが実情です。駅周辺に土地をお持ちで、駐輪場を運営していただける人を求めています。駐輪場の経営・補助制度についてのご質問、ご相談等は交通政策課までお問い合わせください。 交通政策課 ☎366-7439



六実駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	六実駅 第1	1,021			
②	第2★	661	48	50	14

困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

放置自転車の撤去 Q & A

Q 放置自転車ってなに?

A 放置自転車とは、自転車駐輪場以外の公共の場所に置かれていた自転車で、その利用者が自転車から離れることによつて直ちに移動することができない状態の自転車と条例で定められて

います。
従つて、乗り捨てられた自転車や、通勤・通学・レジャーのために長時間置いてある自転車だけでなく、買い物などで路上に置いた自転車も放置自転車となります。

Q 短時間で、邪魔にならない所に置いてても?

A 「ちょっとだけ…」と1台置くと、それをきっかけにして次から次へと放置自転車が増えることがあります。最初の1台が邪魔でなくても、増えてしまえば大きな障害物です。

皆さんが安全に通行するため、たとえ短時間の放置であつても撤去対象となります。

Q どうやって撤去するの?



A 駅周辺などの人が集まる場所には、自転車がたくさん放置されています。市では、市内16の駅周辺道路を自転車の放置禁止区域(駐輪場マップ参照)に指定して、撤去活動を行っています。

放置禁止区域にはオレンジ色の看板や路面シールを設置し、放置

防止指導員を配置して呼び掛けを行っています。撤去の前には「放置自転車移送通告書」を貼付し、一定の時間が経過した後に撤去します。撤去作業中には放送を流し、撤去していることをお知らせします。一方、私有地内に放置されている自転車は、条例による撤去の対象にはなりません。

自転車が盗まれたら警察へ被害届けを

Q チェーン錠でガードレールなどにくくり付けてある場合は?

A 自転車や、ガードレールや道路標識などにくくり付けて放置されている場合、チェーン錠は切断して撤去します。放置自転車の撤去活動は、通行

の障害や危険をなくすために行っているため、やむを得ず切断しています。なお、その際に切断したチェーン錠等の弁償は一切行いません。

Q 撤去された自転車の返還方法は?

A 各駅周辺で撤去した自転車は、撤去した駅ごとに各自転車保管所で保管しています(左表1)。保管している自転車は、毎週3回の返還日に保管所で返還します(左表2)。

また、放置自転車の撤去や保管には、多額の費用(平成24年度で1億304万3348円)が必要となります。この費用の全てを市民の皆さんの大切な税金によって賄うことはできません。そのため、自転車を放置した利用者自身に、返還の時に移送保管料を負担していただいています。

また、放置自転車の撤去や保管には、多額の費用(平成24年度で1億304万3348円)が必要となります。この費用の全てを市民の皆さんの大切な税金によって賄うことはできません。そのため、自転車を放置した利用者自身に、返還の時に移送保管料を負担していただいています。

撤去した自転車は、撤去した日から2カ月間保管します。

表1 自転車移送先一覧(自転車保管所)

保管所	住所	電話番号	撤去移送した駅
大橋	大橋181の2	☎392-4433	松戸駅東口・矢切駅
馬橋東	中根39の1	☎366-0883	松戸駅西口・北松戸駅
旭町	旭町1の105の1	☎349-4664	馬橋駅・新松戸駅・幸谷駅・北小金駅・小金城趾駅
河原塚	河原塚294	☎392-7074	上本郷駅・松戸新田駅・みのり台駅・八柱駅・常盤平駅・東松戸駅
六高台	六高台8の163	☎389-6020	五香駅・元山駅・六実駅

※お問い合わせは、下記の返還日時にご連絡ください。

表2 返還案内

1. 返還日時	火・木曜日 16時~20時 (祝日、年末年始を除く) 土曜日 10時~14時
2. 持参するもの	自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できる物 移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)
3. 保管期間	移送日から2カ月

駐輪場の定期使用料が変わります

平成26年度より消費税率引き上げに伴い、松戸市営駐輪場の定期使用料も改定しますのでご注意ください。ただし、平成26年3月31日までに、平成26年4月以降の定期使用料金をお支払いいただく場合(最大6ヵ月購入可)は、旧料金が適用されます。



五香駅東口第3駐輪場

定期使用(月額)

区分	最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐輪場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐輪場		
	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	
自転車	一般	1,500円 ↓ 1,540円	1,000円 ↓ 1,020円	1,200円 ↓ 1,230円	800円 ↓ 820円
	高校生以下	1,000円 ↓ 1,020円	700円 ↓ 720円	800円 ↓ 820円	500円 ↓ 510円
原動機付自転車		2,200円 ↓ 2,260円	1,700円 ↓ 1,740円	1,800円 ↓ 1,850円	1,400円 ↓ 1,440円

※一時使用(回数券)の改定はありません